

第14回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成19年3月6日（火）

瀬戸内海漁業調整事務所

第14回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成19年3月6日（火）13時50分

2. 場 所

神戸市中央区下山手通5-1-16
パレス神戸2階「大会議室」

3. 出席者氏名

①出席委員

小橋 保智 / 川本 信義 / 吉田 證平 / 橋本 茂明
山根 勝法 / 岡本 彰 / 高橋 昭 / 前田 健二
高野 亘孝 / 藤本 昭夫 / 坂井 淳 / 原 一郎
荒井 修亮

以上13名

②臨席者

水産庁 資源管理部 管理課	課 長	香川 謙二
	資源管理企画班 企画調整係	小田 裕太
増殖推進部 漁場資源課	沿岸資源班 調査調整係	田中 博康
独立行政法人 水産総合研究センター		
本部 業務推進部	次 長	福永 辰広
瀬戸内海区水産研究所 栽培資源部	部 長	丸山 敬悟
	資源管理研究室長	永井 達樹
九州漁業調整事務所	沿 岸 課 長	西尾 高喜
	資源課 沿岸漁場整備係	木村 智也
瀬戸内海漁業調整事務所	所 長	堤 眞治
	調 整 課 長	大田 浩二
	資 源 課 長	森田 安雄
	指 導 課 長	森 春雄
	資源保護管理指導官	久住 壽治
	資源管理計画官	平松 大介
	調整課 調整係長	登木 輝幸
	調整係	鉢嶺 朗

	資源課 資源管理係長	松本 貴弘
	資源増殖係長	長岡 忠勝
	漁場整備係	正岡 克洋
和歌山海区漁業調整委員会	事務局 長	田上 伸治
大阪府 環境農林水産部 水産課	課長 補佐	吉田 仁士
兵庫県 農林水産部 農林水産局 水産課	主幹 (漁政担当)	岡村 武司
	課長補佐兼資源管理係長	近藤 敬三
	主 査	山下 正晶
	”	望月 松寿
岡山海区漁業調整委員会	事務局 次長	植木 範行
広島海区漁業調整委員会	事務局 次長	米田 秀夫
山口県 農林水産部 水産振興課	主 任	田井中 剛
徳島海区漁業調整委員会	事務局 係長	金田 佳久
徳島県 農林水産部 水産課	技 術 主 任	牧野 賢治
香川海区漁業調整委員会	事務局 副主幹	宮川 昌志
香川県 農林水産部 水産課	主 任	高砂 敬
香川県水産試験場	主 席 研 究 員	山田 達夫
愛媛県 農林水産部 水産局 水産課	係 長	武智 昭彦
愛媛県中予水産試験場 東予分場	主 任 研 究 員	河本 泉
福岡県豊前海区漁業調整委員会	事務局主任主事	竹馬 悦子
大分県 農林水産部 漁業管理課	課 長 補 佐	日隈 邦夫
全国漁業協同組合連合会 漁政・国際部	部 長 代 理	高浜 彰
社団法人 全国豊かな海づくり推進協会	専 務 理 事	谷川 洋司

4. 議題

1. 平成18年度さわら瀬戸内海系群資源回復計画の実施状況について
2. さわら瀬戸内海系群資源回復計画の延長について
3. カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画について
4. 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について
5. その他

5. 議事の内容

(開 会)

(大田調整課長)

定刻より少し早うございますが、皆さんお集まりのようですので、ただいまから第14回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、岡山県の奥野委員が欠席されておりますが、定数の過半数を超える委員の出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

次に、委員の交代についてお知らせいたします。

まず兵庫県ですが、丸一委員の辞任に伴いまして、吉田委員が選出されております。また、広島県では折見委員のご逝去に伴い、橋本委員が選出されておりますことをご報告いたします。それでは、前田会長、よろしく願いいたします。

(挨拶)

(前田会長)

それでは、第14回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年度末、何かとお忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。また、水産庁の香川管理課長さん、水産総合研究センター本部の福永次長さん、また、瀬戸内海漁業調整事務所の堤所長さんをはじめ、担当の皆様にもお忙しい中ご臨席をいただきありがとうございます。

本日の議題といたしましては、さわら資源回復計画の延長と燧灘カタクチイワシ資源回復計画などについて、ご審議をしていただくことになっております。

さわら資源回復計画の延長につきましては、前回の委員会におきまして、さわら計画の2期計画の骨子を承認し、その後、水産総合研究センターによる資源評価や予測等を踏まえまして、漁業者協議会や行政研究担当者会議において検討を重ねられ、本日、さわら資源回復計画一部改正(案)を提出していただくことになっておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、燧灘カタクチイワシ資源回復計画につきましては、平成19年度の取組についてご審議をしていただくことになっております。

そのほか、回復計画の取組が進むにつれまして、本委員会の議題も多くなってきておりますけれども、議長として要点を絞った議事進行に心がける所存でございますので、皆様のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが開会のあいさつといたします。

それでは、議事に入ります前に、本日、水産庁から香川管理課長さんにお越しをいただいておりますので、来賓を代表いたしまして一言ごあいさつをいただきたいと思います。

(香川管理課長)

水産庁管理課長の香川でございます。

本日はご出席ありがとうございます。

本日、第14回瀬戸内海広域漁業調整委員会の会合が開催されるに当たりまして、白須水産庁長官にかわりまして一言ごあいさつを申し上げます。

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて分布、回遊する資源の適切な管理を目的とし平成13年に設置された委員会でございます。瀬戸内海においては、全国に先駆けて平成14年よりサワラ資源の管理のための資源回復計画がスタートいたしました。この取組が牽引車となって、その後日本全国での資源回復計画の取り組みが展開されております。

我が国の漁業者主体の資源回復への取組は海外からも注目を集めており、EUや韓国でも日本に倣えと、資源回復計画の取組を開始したと聞いております。

本日も審議いただく議題につきまして、本年度で終了するサワラの資源回復計画に関し、資源を持続的に利用するためには、平成19年度以降も資源回復計画の継続が必要不可欠だと考えております。また、周防灘の小型機船底びき網漁業対象種及び燧灘のカタクチイワシの資源回復計画につきましても、成果は今後の取組にかかっていると考えております。

水産庁では、平成17年度より包括的資源回復計画にも新たに取り組むことにいたしております。瀬戸内海の関係府県では、昨年5月、兵庫県が瀬戸内海海域小型底びき網漁業包括的資源回復計画を開始されました。全国の包括的資源回復計画の第1号でございます。他の瀬戸内海関係府県におかれましても、包括的計画を作成中または検討中であり、瀬戸内海が包括的資源回復計画の全国的取組の牽引車となることを期待しております。

さらに本年度は、水産基本法に基づきます水産基本計画の見直しの年度でございます。水産政策審議会及び同審議会の各種会合で検討・審議いただき、新たな水産基本計画が近々閣議決定される予定となっております。

新たな基本計画におきましても、水産資源の回復・管理は引き続き大きな柱の一つであり、今後とも資源回復計画の一層の推進に取り組むこととなっております。資源回復に直接取り組んでおられる皆様方におかれましても、さらなるご協力をお願いしたいと思います。

本日は、皆様方の活発なご審議をお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

(資料確認)

(前田会長)

どうもありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料の確認を行いたいと思います。事務局、お願いします。

(大田調整課長)

それでは、お手元に配付いたしました資料の確認をお願いします。

まず、本日の議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日使用いたします資料ですが、

右肩に資料の番号が振ってございます。資料1-1「平成18年度さわら瀬戸内海系群資源回復計画の取組」、資料1-2「サワラ資源の管理措置と資源状況」、資料2-1「さわら瀬戸内海系群資源回復計画一部改正(案)」、資料2-2「さわら瀬戸内海系群資源回復計画一部改正(案)概要版」、資料2-3「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画(2期計画)の実施について」、資料2-4「平成19年度サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の取組(案)」、資料2-5「さわら瀬戸内海系群資源回復計画ブロック漁業者協議会検討状況」、資料3-1「平成18年度カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画の取組」、資料3-2「平成19年度カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画の取組(案)」、資料4「周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の実施状況について」でございます。

それから、参考資料といたしまして、左肩ホッチキスでとめた1番から6番までの資料、瀬戸内海区水産研究所の永井室長から提出していただきました「瀬戸内海のサワラ資源回復計画を事例として」という資料、以上でございます。不足等がございましたら、事務局まで申し付けください。

(新委員挨拶)

(前田会長)

どうもありがとうございました。

先ほど、事務局より連絡がありましたとおり、広島県の折見委員が昨年11月19日にご逝去なされましたので、本委員会といたしまして議事に先立ち、折見前委員の御功績に敬意を表するとともに哀悼の意を表し、1分間の黙祷をささげたいと思います。傍聴席の皆様もご起立をお願い申し上げます。

黙祷。

ありがとうございました。折見前委員の御冥福をお祈り申し上げます。御着席をお願いします。

それでは、兵庫県の吉田委員と広島県の橋本委員が本委員会の委員として新たに選任されておりますので、お一人ずつごあいさつをお願いいたします。

まず、吉田委員からお願い申し上げます。

(吉田委員)

ただいまご紹介いただきました兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会の吉田證平でございます。私の組合は、東は大阪湾、西は播磨灘に面しました淡路島の最北端、世界一のつり橋のかかっているところがございます淡路町漁業協同組合に所属をしております。どうぞよろしく願い申し上げます。

(前田会長)

ありがとうございました。次に、橋本委員お願いいたします。

(橋本委員)

橋本でございます。

ただいま、折見前会長に皆様方から哀悼の意をいただき、大変ありがとうございました。折見会長の後をとということで、この委員会に入らせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(議事録署名人の指名)

(前田会長)

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきますが、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。従来からの慣例によりますと、私の方から指名させていただいておりますが、今回もそのように取り計らってよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

(前田会長)

ありがとうございました。それでは私の方から議事録署名人を指名させていただきます。和歌山県の小橋委員と徳島県の岡本委員のお二方をお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(議題1 平成18年度さわら瀬戸内海系群資源回復計画の実施状況について)

(前田会長)

それでは、議題1「平成18年度さわら瀬戸内海系群資源回復計画の実施状況について」に入ります。今年度が現計画の取組といたしましては最終年度になります。平成18年度取組について、事務局から報告させていただきます。

(平松資源管理計画官)

瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官の平松でございます。

資料1-1を用いましてご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

では、まず1枚めくっていただきまして、1ページ目を御覧下さい。漁獲努力量削減措置の実施状況を地図に示してございます。取組内容につきましては、昨年と同じ内容となっております。地図の右下の点線枠内のとおり、資源回復等推進支援事業についても実施がされております。

続きまして、資料の2ページから4ページにかけて今年度のサワラの種苗生産、中間育成、受精卵放流等の取組実績をまとめてございます。

種苗生産につきましては、3ページの②の表に記載してございますとおり、屋島栽培漁業センター、伯方島栽培漁業センター、大阪府立水産試験場及び岡山県栽培漁業センターの4機関で種苗生産が行われました。また、中間育成につきましては、3ページの③の6府県の各地域で実施がされてございます。放流数につきましては、4ページ目の④の表にございます各地先で東部海域と西部海域を合わせまして約15万尾の種苗放流が実施されてございます。また、受精卵放流につきましては、⑤の表の7府県で取組が行われました。

本年度の広域漁場整備及び漁場環境保全の取組状況につきましては、5ページの地図に実施箇所を図示しております。

以上が、前回の委員会でもご報告させていただいた内容ですが、今回、サワラの漁獲量統計等が公表されましたのでご報告いたします。

6ページを御覧下さい。サワラの漁獲量について、1.の表に平成13年以降の漁獲量を整理してございます。平成18年の漁獲量については、表の右側にございます農林水産省統計部の3ヵ月ごとの速報値によりますと865トンと公表されており、平成17年同期の速報値894トンと比べますと約3%の減少という状況になっております。当事務所が各府県から聞き取りました漁獲量の情報においても、ほぼ同様の傾向となっておりますので、例年5月頃に概数値として農政局から公表されます平成18年の漁獲量につきましても、平成17年の1,208トンから若干下がると示唆されてございます。

また、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示で漁獲量の上限が定められておりますはなつぎ網、さわら船曳網、さごし巾着網の各漁業による漁獲量につきましては、2.の表の右端にございますとおり、それぞれ制限値内であったと報告を受けてございます。漁獲量の状況につきましては、以上のような状況でございます。

続きまして資料の7ページと8ページに、岡山県と香川県による試験操業調査の結果を示してございます。岡山県の結果につきましては、7ページの表2に2004年から2006年までの過去3年間の結果が記載されております。漁獲尾数、C P U Eともに過去3年の中では高い数値になっているものの、表3にございます2006年の調査で漁獲されたサゴシの中の放流魚の割合を見ますと、242尾中104尾と漁獲尾数、割合とも3年間の中で最も高い結果になってございます。

香川県の調査結果につきましても、ほぼ岡山県の調査結果と同様の傾向になっており、両県の結果から漁獲尾数は多かったものの、その中に占める放流魚の割合が高いとの結果から考えますと、平成18年の加入量は前年より低いことが示唆される結果となっております。なお、後ほど、加入状況等につきましては、水産研究所から説明をいただけることになってございます。

調査結果につきましては、以上のような結果となっておりますが、9ページ、10ページにございますとおり、来年度につきましても岡山県、香川県で同様の調査が計画されてございます。

また11ページには、新たに山口県から5月の周防灘での休漁期間に係る調査計画書が提出され内容を確認しましたところ、県の研究機関による試験操業調査であることから、先ほどの岡山、香川両県と同様の扱いとし、調査日時等が確定した段階で調査実施県から関係県等に詳細の報告を行い、調査を実施することとしております。

最後に、今年度のT A Eの実施状況につきましては、13ページに府県別、漁業種類別に取

りまとめてございます。瀬戸内海全体での合計といたしましては、右側でございますように流し網の日数に換算いたしますと 20,745 隻日、設定値の 15%との結果になっており、過去 3 カ年とほぼ同水準となっております。

簡単ではございますが、平成 18 年度のさわら資源回復計画の実施状況については以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございましたら承ります。

ございませんでしょうか。

それでは、引き続きまして、水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所の永井室長から、サワラ資源の管理措置と資源状況について概要を説明していただきます。よろしくお願ひします。

(永井資源管理研究室長)

それでは説明させていただきます。

前回の委員会でも説明しており、新しい部分は後半の方に少しあるだけですので、なるべく簡単に説明します。

瀬戸内海の東部では、香川県、岡山県、兵庫県で 1997 年から秋漁の自主的な禁漁が始まり、翌年 1998 年からは足並みを揃え 9 月から 11 月まで秋漁を自主的に禁漁するということが始まりました。2002 年からは、瀬戸内海関係の 11 府県により資源回復計画が開始され、現在に至っております。漁獲量の推移は横軸が西暦、縦軸が漁獲量を千トン単位で示しています。グラフ中の青棒が瀬戸内海東部で紀伊水道から大阪湾、播磨灘、備讃瀬戸まで、白棒がそれよりも西側の燧灘から周防灘、伊予灘に至る瀬戸内海西部です。両方を足した漁獲量は、1986 年に 6,255 トンと最高になりましたが、それ以降減少し、1998 年には 196 トンでピーク時の 30 分の 1 になりました。この頃から、東部では自主的に秋漁を自粛し、サゴシを獲らないようにすることが始まり、これが資源回復計画に繋がり、漁獲量も徐々に回復してきました。

この頃に東シナ海あるいは日本海でもサワラの漁獲量が増加し、その後減少気味との傾向が見えますが、瀬戸内海ではずっと増加傾向にあり、この相違は瀬戸内海での資源管理措置がある程度資源の回復に有効であった証とと思っています。

漁獲物については、1970 年頃以前は 4 歳を獲っていたのですが、その後 3～4 歳を、また 1984 年頃からは 2 歳、3 歳を獲るようになり、1992 年以降 1 歳とか 2 歳の非常に若いものを獲るようになりました。

サワラの漁獲量がピークの 1986 年に近く、かつ体長・年齢データの揃っている 1987 年から 2005 年までの資源量を計算しその推移を示します。グラフは縦軸が千トン単位の資源量ですが、1987 年には 16,000 トン余りであったものが、1998 年には一番少なくなり、その後持ち直して 2003 年には 3,653 トンまで増加しました。それ以降ここ 2～3 年はやや減少気味に推移しています。海の中にある資源量に対して漁獲量がどのくらいの割合を占めているかを示す漁獲割合は、最近ではまた 50%近く、海の中にある資源の半分ほどを獲っていて、注

意を要する水準に近いと理解しています。

次は親子関係を示した図です。普通、サワラは2歳から産卵しますが、最近では資源が減って同じ年齢でも個体が大きくなっており、1歳魚の30%ほどが成熟しております。こういったことも考慮した親の資源量を横軸に、縦軸にはその年の秋のサゴシの加入（資源）尾数を示しています。親が多いほど仔が多い傾向があり、比較的明瞭な直線関係が見られます。最近の状況だけを左側に示しますと、親がある程度増え、仔も増える関係が分かります。ただ、2002年はこの直線よりかなり上に点があり、期待以上に仔が多かったのですが、逆に2004年はこの直線よりかなり下に点があり、期待より悪かったわけです。2004年には親が多かったのに、実際に秋にサゴシとなって加入してきたものが少なかったことは、愛媛県中予水産試験場の観測でも、2004年は卵の数は多かったが、仔魚あるいは稚魚が少なく、なかなか育たなかったとの報告がなされていることから、真実であったと考えています。

資源評価のまとめとして、サワラの2005年の資源量は1987年に比べて15%と依然低位であり、資源量は1998年を底に増加方向になりましたが、2005年からまた減少に転じました。1999年級以降、加入は上向きでしたが、2004年の加入は先ほど申し上げたように少ないです。以上から、資源水準は低位で、動向は減少とまとめています。

水産庁は望ましい漁獲の仕方の基準としてABC（生物学的許容漁獲量）を定義していますが、それに基づいて計算しますと、2007年のABCは630トン、より安全にするなら534トンとなり、これは現行の漁獲量の半分ほどです。サワラには優しいけれど、漁業に携わっている人には厳しい内容だと思います。

それで2005年を出発年に資源量あるいは漁獲量が将来的にどうなるか2011年まで予測してみました。この将来予測のグラフの縦軸は、資源量なり漁獲量で、左右同じスケールです。資源量は、とり方（漁業）によって年々変わっていくわけですが、赤の線は放流もしないで現行のまま漁業を継続した場合ですが、減少傾向で推移していくと予測しました。それから10万尾の種苗放流をした場合、添加効率を0.52、7月1日に100mmサイズの種苗を10万尾放流すれば9月1日頃にサゴシとして52,000尾が加入すると仮定した場合で、いろいろな調査から平均的に計算して得られた数字ですが、この数字を用いて10万尾放流して現行の漁業を続けた場合、ピンクの線で示したように減少傾向は変わりませんが、減少の仕方が緩やかになります。

それから、種苗を10万尾放流して、水産庁のお勧めの漁獲量を維持した場合、資源は急速に回復するという予測になり、2010年や2011年に回復目標が達成されます。しかしながら、資源回復計画として実施しているのは、漁獲を現行のレベルとして種苗放流を実施するという内容ですので、ピンクの線に近いところになります。

次に、年々の加入が何万尾あれば資源が持続するか計算し、グラフにしました。60万尾、80万尾、100万尾の3通りで試算してみますと、サゴシの加入が毎年70万尾ほどあれば資源は持続し、漁業も継続して行えるとみられます。

このような予測をしたわけですが、ここで先ほど申し上げた2004年の加入が少なかった理由を気象データから探ってみます。高松など各地に気象庁の観測所があります。次のグラフは横軸を4月から11月までの月とし、1998年から2004年までの間に瀬戸内海に台風がどれくらい来たのかを示しました。上陸した数を赤で示していますが、トータルで見ていただくと2004年というのは非常に台風が多かった年で、上陸した数も6月から10月までに11個

と観測史上最大でした。6月と言いますと、サワラが産卵して仔魚あるいは稚魚が育っていく頃ですが、こういった時期に台風が次から次に来たという点で、非常に特殊な年でした。次のグラフは、先ほども申し上げた観測地点6カ所での4月から8月までの最大風速を1998年から2004年まで比較したもので、台風が多かった2004年は最大風速が当然強いわけですが、特に6月、7月、8月頃にかなり風が強かったことが分かります。申し遅れましたが、横軸を月、縦軸を基準偏差としてプラス3からマイナス3までの範囲で示していますが、この値が3に近いほど風が強いこととなります。家島ではちょっと特殊な地形にあるのか他と傾向が異なりますが、その他のところでは全体的にこの時期に風が強いことが分かります。ですから風が強くて、海が時化て、仔魚が育たなかったのではないかと考えております。また、2004年については、この時期カタクチイワシの卵が多かったのに、シラスが育たなかったと香川県水産試験場から聞いておりますので、2004年はシラスが育たず、それからサワラも育たなかったと考えています。

最後にこの部分は新しいところですが、2006年の漁獲状況、特に秋漁の漁獲状況から2006年の加入はどうであったのかを考察してみました。データとしては、瀬戸内海漁業調整事務所が各府県から集めた漁獲量集計、播磨灘での香川県引田の大型定置、燧灘での香川県伊吹と愛媛県川之江、新居浜垣生、西条、河原津の流し網の秋漁期のサゴシ、0歳魚の漁獲状況を水産試験場が整理されたものを使わせてもらいました。

東西別の漁獲量のグラフについては、漁獲量を棒グラフで示していて、赤は前年を下回った場合、青は前年を超えた場合としています。また、左側が春漁で、右側が秋漁の8月から12月までです。ただし、香川県については全て東部としています。瀬戸内海の東部では、春漁については155トンと前年を下回り、前年比0.8倍でした。秋漁については245トンで前年の3倍と好漁でした。それに比べ西部の方では、春漁で137トンと前年の0.6倍、秋漁で182トンと前年の0.5倍であり、春も秋も前年度の半分ほどに減少しました。2006年は瀬戸内海東部で秋漁が大変よかったのが特徴的です。府県別に見ても同様に、大阪府、兵庫県、徳島県の秋漁は好漁で、それぞれ前年比の8倍、2.7倍、2.6倍と高い数値になっております。香川県も1.6倍です。東部以外では、山口県が若干上回っています。

このように、東部で2006年の秋漁がよかった理由については、例えば、これは大阪府立水産試験場が整理された大阪湾での船びき網の標本船資料ですが、横軸は月、棒グラフは平均値で、赤の線が平成18年です。漁獲量で見ますと、イワシのシラスは8月、9月、10月と少なかった。しかし、カタクチイワシは8月、9月、10月に大阪湾で平年の数倍漁獲されており、サワラ流し網の南部の標本船で8月、9月にかなりサワラがまとまって漁獲されたことと関係しているのではないかと伺われます。ですから、8月、9月に大阪湾にカタクチイワシとサワラが滞留したため、兵庫県や大阪府では秋にサワラがまとまって漁獲されたのではないかと考えています。

そのサワラですが、大阪府立水産試験場が9月、10月、11月に調査したサワラの尾叉長組成を私が適当に区切って年齢に分けてみますと、漁獲物は70cm台にモードを持つ1歳魚が主体で、0歳魚(2006年生まれ)は11月にならないと出てこない。つまり漁獲の主体は2005年生まれの1歳魚でした。2005年は10月にこの0歳魚が大変多かったのですが、2006年は0歳魚の出現が少なかったし、出現も1か月遅れました。

香川県水産試験場の資料で、秋に引田の大型定置に入るサゴシの漁獲量を整理してみますと、

サゴシの加入が良くて漁獲が多かった 2002 年と比べると 2006 年はかなり少なく、2005 年と比べても 4 分の 1 から 3 分の 1 程度です。この引田の大型定置での漁獲は、サゴシが多いか少ないかの指標になると考えられ、これを見る限り 2006 年の加入は余り良くないと考えられます。

同じように、今度は西部の愛媛県中予水産試験場の東予分場の資料から、川之江、垣生、西条、河原津の 1 日 1 隻当たりの漁獲量 (C P U E) を比べますと、2006 年はこの黒い棒線ですが、川之江と河原津では大体 2005 年並みです。また、垣生と西条では、特に西条では 2004 年よりかなり悪くなっています。平均的に考えると 2006 年のサゴシの加入は、やはり良くないのではないかと考えられます。

次のグラフは、大阪府立水産試験場による大阪湾の水温速報です。2006 年度が赤い線、2005 年度が青い線で、2006 年の 1 月から 3 月までは水温が非常に低いです。この時の冬は 40 年ぶりの厳冬で、広島県福山市の鞆の浦でも海に氷が張ったというほど寒く、表面の平年水温で 4 度から 5 度ほど低かったのです。これがトラフグとかサワラの産卵時期にかなり影響したのではないかと、サワラの餌になるシラスにも影響したのではと考えております。

まとめと今後の対応ですが、毎年 70 万尾のサゴシの加入がなければとにかく資源は持続しない。2006 年の加入については、一応今のところ 2004 年並みに少ないのではないかと考えております。それから、10 万尾の種苗放流を継続した場合でも、最近の 3 ヶ年の水準で漁獲を続けると資源量は減少気味に推移すると考えています。また、産卵する親魚が近年若齢化しており、年齢構成も単純化しています。0 歳魚の加入は親が若いので、環境変動の影響を受けやすいのではないかと考えています。加入はどうしても環境の影響を受けますが、サゴシの漁獲を抑えて親魚として残し、加入を見守っていくのが良いのではないかと考えます。環境とか加入、再生産というのはどうしても不安定さがつきまといますので、そういったことを考えると、少なくとも現在の管理方策を継続することが望ましいのではないかと考えます。

以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまサワラ資源状況についてご報告をいただきましたけれども、ご質問等がございましたら承ります。どうぞ。

(高橋委員)

今のご説明では、少なくとも 70 万尾の加入がないと資源が維持できないというご説明であったと思うのですが、その 70 万尾の数値の中で、例えば 10 万尾の種苗を放流したら、70 万尾にどれだけ寄与するのでしょうか。あるいは、今までお聞きしていた中に 20 万尾という数字が出てきておりますが、その 20 万尾を放流すると 70 万尾にどれだけ寄与するのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

(永井資源管理研究室長)

お手元にある資料 1 - 2 に 1 番から 20 番までのスライド番号が附されていますが、7 番のスライドを御覧下さい。図の下に文章で「添加効率 0.52 の 10 万尾放流を行い」と書いてお

ります。この意味は説明の中でも申し上げましたが、10cmサイズの種苗10万尾を例えば7月1日に放流すると、0.52の添加効率ですから、52,000尾が9月1日に40cmあるいは45cmのサゴシとして加入するという意味です。添加効率については、何年間かの平均値を使っており、今のところ0.52としております。データが蓄積されたら、例えば0.4というふうになることもあり得ますが、今のところ0.5に近い数字ではないかと考えております。ですから、仮に10cmサイズの種苗を20万尾放流すれば、10万尾が秋に加入し、それは70万尾のうち10万尾が放流によるものだと考えていただければと思います。今のところ瀬戸内海の東部で10万尾、西部で4万尾程度放流ができていますが、標識魚の再捕という点では西部でかなり成績が悪く、私としては実効的な数字として10万尾できている状態だと考えています。目標としては、今後15万尾とか20万尾に上げていくことができれば良いと思います。以上です。

(高橋委員)

そうすると大体放流尾数の半分ということで考えればいいわけですね。例えば10万尾放流したら5万尾添加すると。そうするとあと65万尾は自然からの加入がないと70万尾にはならないわけですね。親の資源量によって天然からの添加量というのは当然変わってくると思うのですが、現在の数字で言いますと、天然の添加量というのはどれくらいになるのでしょうか。

(永井資源管理研究室長)

それについては、1ページ目のスライド番号の4番を御覧下さい。ちょっと図が小さくて済みませんが、このスライドの左側の図に「04」とか「05」とか西暦の下2桁の数字があります。このグラフは、横軸が親の量、縦軸に1とか2とか数字が見えると思いますが、1というのは100万尾のことですので、70万尾というのは1と0の間で加減して見ていただければ70万尾というのは大体わかるかと思いますが。親の量が決まってくれば、平均的にはこの直線の上ののって毎年、仔の加入が期待できます。ただ、先ほどから申し上げているように、2002年は親の資源量の割には加入が非常に良くて、2004年はその期待に対して加入が非常に少なかったわけです。それには台風の影響で海が非常に時化していたということがあったのではないかと想定しています。このように親をある程度残しても、物理的な環境やあるいは餌料環境が生残に影響するので、必ずしも直線の上には乗らないわけですが、平均的には直線上で推移すると考えていかざるを得ないので、そういう仮定を置いた上で予測をしているわけです。よろしいでしょうか。

(高橋委員)

わかりました。そうすると少なくとも10万尾放流したら5万尾加入すると考えれば、あと65万は必要ですね。ところが、このグラフを見ると65万尾に相当するポイントというのは余りないのかなというような気がして、そうであるならば、10万尾という数字ではとても足りないし、20万尾放流してもその半分の10万尾しか資源に添加しないということであれば、20万尾放流でもまだ数字としてはおぼつかないかなというような気がして見えてるんですが、間違いでしょうか。

(永井資源管理研究室長)

1年ですぐ資源を回復させようとする、やはり多くの種苗放流が必要だと思っておりますが、今ある漁業をなるべく望ましい漁獲の仕方である程度コントロール、抑制して、放流についてはいろいろと物理的に場所が限られていたり、マンパワーとかお金の問題もあるので幾らでもというわけにはいかないと思っておりますし、また時期的なこともありますので、できる範囲で安定化の努力をすることが必要で、やはり10万尾から20万尾の放流を努力して、小さいものなるべく獲らないとか、獲ることを我慢した上で、ある程度年数をかけて徐々に増やしていくという考え方で、資源回復計画は成り立っていると理解しております。

(高橋委員)

わかりました。ありがとうございました。

(前田会長)

もう、ほかにございませんか。

(議題2 さわら瀬戸内海系群資源回復計画の延長について)

(前田会長)

ございませんようですので、それでは議題2に入らせていただきます。

さわら瀬戸内海系群資源回復計画の延長につきましては、前回の本委員会におきまして、さわら資源回復計画(2期計画)の骨子を了承したところでございますが、その後、関係府県、漁業者等と十分協議が行われ、本委員会に「さわら瀬戸内海系群資源回復計画の一部改正(案)」が提出されております。まずは、事務局より「さわら瀬戸内海系群資源回復計画の一部改正(案)」及び2期計画の初年度となります「平成19年度の取組(案)」などについて説明をお願いいたします。

(平松資源管理計画官)

では、私からご説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料番号の2-1から2-4までの4種類の資料が一連の内容のものとなっておりますので、まとめてご説明をさせていただきます。

先ほど会長からもございましたように、前回の委員会にてご承認いただきました「サワラ資源回復計画(2期計画)の骨子」に基づきまして検討を進めてきたわけでございます。サワラ計画延長の必要性につきましては、骨子のところでご説明させていただいたとおりでございますが、平成19年度以降の取組を「2期計画」と言い換えさせていただきますが、この2期計画の実施に向けての考え方等をまとめたものが資料2-3でございますので、まず、こちらの資料で2期計画の考え方についてご説明をさせていただきます。

では、資料2-3の1ページを御覧下さい。こちらの資料の冒頭には、現在のサワラ資源回復計画を作成した平成13年度に数ある候補魚種の中からこのサワラを最初の資源回復計画魚

種として取り上げました経緯といたしまして、①資源管理が積極的に行われ、広域的資源管理に取り組む体制の土壌ができていないこと、②種苗放流等が積極的に実施されていること、③瀬戸内海連合海区漁業調整委員会におきまして広域的資源管理の取組を検討してきたこと等を勘案しまして、この瀬戸内海での資源回復計画の第1号として作成されたということでございます。

このような経緯のもとにスタートいたしましたサワラの資源回復計画でございますが、平成19年度以降も計画を延長し取組を進める必要性について検討したところ、1の(2)に「サワラ資源回復計画延長の必要性」とございまして、資源評価及び今後の資源予測等を踏まえれば、現在実施しております漁獲努力量削減措置の維持が不可欠であり、より効果的な資源回復を図るため科学的な知見に基づく検討を行う体制の維持が必要であると考えてございます。また、種苗放流につきましては、放流尾数増大のための中間育成時の生残率や放流技術等の向上について検討を行うとともに種苗生産から放流までの取組について、協力体制の強化を図ることが必要であると考えているところでございます。

このようなことから、平成19年度以降におきましても、資源回復計画の枠組みによる取組を継続するため、2の(1)にございまして、資源回復計画の実施期間を5年間延長いたしまして、平成14年度から平成23年度までの10カ年の計画に変更することとしております。

資源動向につきましては、先ほどの瀬戸内海区水産研究所からの報告にもございましたように、平成16年度以降、減少傾向になっていることから、2期計画におきましては、資源の減少をくい止めた上で安定した回復傾向にしていくことを目標に取組を進めたいと考えております。資料の1ページから2ページにかけては、この資源回復の目標について記載をしております。なお、資源量の推移、それから将来の予測値につきましては、この資料の4ページ目に参考付表といたしまして、①にこれまでのサワラの資源量の推移、②に2期計画の検討に当たってシミュレーションしました平成19年度以降の放流尾数別の資源量予測を示してございます。②の資源量予測のうち、一番上の「2期計画実施（現行規制＋20万尾放流）」が2期計画の目標となるシミュレーションでございまして、平成23年の資源量予測値2,449トンが上の①の平成12年の資源量1,482トンと比べてどの程度増加するのかを計算したところ約65%の増加となりますことから、資源回復計画の数値的な目標につきましては、2ページの上の方にございまして、平成23年には資源量が基準年である平成12年の最大で65%程度増加するものと予測されるとしております。

これらの目標を実現するための措置が2ページの3の資源回復のために講じる措置でございます。

まず、(1)の漁獲努力量の削減措置でございますが、前回の委員会で骨子のご検討をいただいております。以降、検討事項でございましたさわら流し網漁業の休漁期間につきましては、関係漁業者等と調整を進めてまいりました。計画の延長の必要性のところでも申し上げましたとおり、現在実施している漁獲努力量削減措置の維持が不可欠と考えまして、関係漁業者等と調整の上、海域別漁業種別規制措置につきましては、こちらの表のとおり現在と同じ取組を2期計画においても実施したいと考えてございます。また、表の上に記述してございますが、これらの措置を実施するとともに、計画終了後のサワラ資源の管理とサワラ漁業についても併せて検討を進めていきたいと考えております。

次に取組の中の2つ目の柱でございます資源の積極的培養措置については、3ページにまと

めてございます。まず、種苗放流については、①にございますとおり、中間育成を実施した100mmサイズの大型種苗20万尾の放流に努めることとしてございます。このため、2期計画におきましては、関係機関による種苗生産を推進するとともに、種苗生産、中間育成等の協力体制を継続し、関係府県の連携・協力によります海域レベルでの適地放流体制の構築に取り組むこととしてございます。また、水産総合研究センターによります技術的助言や関係機関との意見交換等によりまして、中間育成時の生残率、放流技術の向上等の検討を行うこととしており、さらに、2期計画の終了後においてもサワラ資源の安定的利用が図られるよう、2期計画終了後の種苗放流につきまして、資源状況等に対応した種苗生産、中間育成、放流体制の構築を検討する必要があると考えているところでございます。種苗放流につきましては、以上のような考え方の下、進めていきたいと考えておるところでございます。

また、船上受精卵放流、漁場整備、(3)の漁場環境の保全措置につきましては、現計画と同様の位置づけにより、継続した取組を進めたいと考えておるところでございます。

それから、3ページの下の方に4といたしまして、漁獲努力量削減措置及びその効果に関する公的担保措置であります委員会指示、TAE管理、また5にございます支援事業等につきましては、現行の計画と同様の枠組みで実施することとしております。

最後に4ページの6.その他のところでございますが、2期計画の見直しや検討につきましては、規制措置の実施による漁業経営に与える影響に配慮するとともに措置の見直し等について必要な検討を行いつつ、2期計画を推進したいと考えているところでございます。

来年度以降の2期計画の実施につきましては、以上のような考え方の下、進めてまいりため、サワラの資源回復計画の一部改正の手続きを行いたいと考えてございます。

改正(案)につきましては、資料2-1に新旧対照表のスタイルになってございますので御覧下さい。今、申し上げましたように資源回復計画を延長するための手続きにつきましては、現行計画を一部改正し実施期間の延長等の変更を行うこととなります。表の右側が現行の計画内容、左側が今回の改正内容となっており、赤い文字でアンダーラインを引いている部分が変更箇所となっております。

資料2-1につきましては、改正(案)の全文を示したものでございまして、今回お諮りいたします資源回復計画の一部改正(案)でございまして、この中から改正内容の主要部分を抜粋してまとめたものが資料の2-2の概要版でございまして、内容につきましては資料2-2を基にご説明をさせていただきます。

まず、資料2-2の裏側、2ページ目を御覧下さい。実施期間につきまして、上から6行目と「資源回復のために講じる措置と実施期間」のところがございますように平成23年度までの10年間とすること、それに併せまして資源回復の目標を現行の5年間のものから平成23年度までの10年間のものに変更をしてございます。具体的には先ほどの実施についてで説明しましたとおり、平成23年には資源量が平成12年の最大で65%程度増加するものと予測されることとしてございます。以上の点が今回の回復計画の一部改正の主要部分でございまして。

離別での休漁等の漁獲努力量削減措置につきましては、先ほどご説明しましたとおり現行の計画と変更がないということから、新旧対照表には記載を省略させていただいてございます。また、漁獲データとか資源状況等の記述につきましては、回復計画の期間延長を行います計画の開始年度は従来どおり平成14年度からということで変更がございませんので、これらの記述につきましては、今の計画作成時でございます平成13年度時点での記述のまま変更を行

わないということで整理をさせていただいてございます。

なお、今回の改正に際しまして、計画名であるとか計画本文中の魚種名を平仮名からカタカナ表記にすること、年号の表記を西暦と元号とが混在している部分がございますので元号表記に統一すること、それから海域区分の記載におきまして、起点となる市町村名等が合併により変更されているところがございますのでこれらの変更を行うとともに表現の適正化を併せ行うこととしてございます。これらを全て表示したものが資料2-1になります。

このような今回の改正手続きを経た後の来年度、平成19年度の具体的な取組といたしましてまとめさせていただいたものが、資料の2-4でございます。

1 ページ目に漁獲努力量削減措置の海域図がございます。こちらにつきましては、現行と同じ内容で実施するということから本年度と同じ内容になってございます。2 ページ目が種苗生産、中間育成、受精卵放流の取組、3 ページ目が漁場整備及び環境保全の実施予定でございます。

2 ページの種苗放流につきましては、種苗生産の欄の各機関で種苗生産を実施して、中間育成の欄の各機関で中間育成に取り組むことを予定してございます。なお、中間育成につきましては、本年度と同様の取組に加えて、従来実施しておりました大阪府立水産試験場に加えまして、阪南市地先にて大阪府漁業者による中間育成の取組が新たに行われる予定となっております。また、大分県の農林水産研究センターで中間育成試験が新たに行われる予定となっております。また、愛媛県では実施箇所数は同じですが、中間育成の飼育尾数の増加を予定してございます。これらにつきましては、新年度に入ってから最終確定するところですが、現在、このような予定で検討が進められているところでございます。

4 ページから6 ページにかけての瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（案）につきましては、漁獲努力量削減措置と同様に、本年度と同様の内容で設定したいと考えてございます。

資料の数も多く説明も長くなりましたが、サワラ資源回復計画の延長に係ります計画の一部改正（案）が資料2-1、それから平成19年度の具体的な取組（案）と瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（案）が資料2-4となっております。このような形で取組を延長し進めたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（前田会長）

どうもありがとうございました。

これまで説明していただいたサワラ資源回復計画の2期計画につきましては、ブロック漁業者協議会でも十分議論されているようでございます。

本日は、ブロック漁業者協議会の主催者でございます全国漁業協同組合連合会から漁政・国際部長代理の高浜さんにお越しいただいておりますので、ブロック漁業者協議会における協議状況等についてご紹介をお願いしたいと思います。

（高浜部長代理）

全漁連漁政・国際部の高浜と申します。

サワラに限らず、瀬戸内海で行われている資源回復計画のブロック漁業者協議会、あるいはその漁獲努力量削減計画の取りまとめをさせていただいております。

それでは、これまでの協議の結果ということで資料2-5をご用意しております。こちらに

平成18年度に行いましたブロック漁業者協議会での2期計画に関する協議についてまとめてございます。例年であれば、ブロック漁業者協議会は年2回開催し、サワラ資源回復計画に係る漁業者にお集まり頂き議論して頂いておりますが、平成18年度につきましては、最終年度ということ、それと2期計画についての議論を深めなければいけないということで3回の会議を開催いたしました。

1回目には、各県代表から資源回復計画の継続については、おおむね賛成であるという意見が出されましたが、一部の県から休漁期間が海域によってばらつきがあることから、不公平感があるとの意見が出され、これについては各府県が持ち帰り検討した上で協議を進めていくことで1回目は終了しました。

2回目は、1回目から2ヵ月弱しか時間経過していなかったこともございまして、各県で十分な検討の下、最終的な結論がまだ出されていない段階でございました。この会議では、2期計画の骨子(案)を水産庁から説明していただき、ブロック漁業者協議会として了承されております。委員から出された意見としては、ブロック漁業者協議会を開催いたしますといつも漁業者代表の委員から出される意見ですが、種苗放流についてしっかりした位置づけをしていただきたいとの意見が出されました。そして次回、3回目の会議でブロック漁業者協議会として最終的に意見をまとめるということでこの会議は閉会しました。

先月3回目の協議会を開催し、各府県から府県内の協議結果として、回復計画を継続をしていただきたいということで調整が図れたとの報告があり、水産庁から2期計画の内容をご説明いただき、ブロック漁業者協議会としてはこの計画(案)で継続をしていただきたいということで意見を取りまとめてございます。

この資料の裏面に、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の関係漁業者一同ということでお集まり頂いている関係者の意見をこのような文章に取りまとめさせていただきました。主な内容としましては、5年間やってきて経費的にはいろんな負担はあるが、サワラ資源回復計画によってサワラ資源の回復傾向をより力強いものにしていかなければいけないという思い、そしてこれについては漁業者も頑張りますが、種苗放流や支援事業についてこれからもそれぞれがしっかりと頑張っていかなければいけないという漁業者の気持ちをこういった文章にまとめさせていただきました。

私からは以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

サワラ資源回復計画の2期計画につきましては、サワラ資源の回復をより確実なものとし、安定的利用が図られるようにするため、計画期間を5年間延長いたしまして平成23年までとし、現状の漁獲努力量削減措置を継続し大型種苗の20万尾放流に努めることなどの内容となっております。これによって、平成23年の資源量が基準年であります平成12年の最大で65%増加すると予測しているとのことでございます。

また、2期計画の初年度となる平成19年度の具体的な取組といたしましては、これらの管理措置を実施するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示については本年度と同様の内容で行いたいとのことでございます。

なお、2月1日に開催されました和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会におきまして、本委

員会でサワラ計画の一部改正（案）及び委員会指示（案）が承認されれば、平成19年度も本年度と同様の連合海区委員会指示を行うことが決議されております。また、宇和海につきましても3月22日に開催予定の愛媛海区漁業調整委員会におきまして、本年度と同様の海区委員会指示を決議する予定と聞いております。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等がございましたら承ります。

（坂井委員）

魚種名をカタカナに改めたり元号に統一したりするのは、水産基本計画とか他の回復計画とかと全部共通なんですか。それからもう一つは、漁業種類名のところに魚の名前がありますよね。それは平仮名表記のままなんですけど、統一の仕方についての基本的な考え方を教えてください。

（平松資源管理計画官）

まず、漁業種類名にあるさわらは平仮名のままで、それ以外のところでは全てカタカナに改めてございます。漁業種類名につきましては、漁業許可上の名称との関連もございまして、一般的には平仮名が用いられていることから、平仮名のまま改正しないこととしております。これ以外の一般の名称としての魚種名の部分につきましては、全てカタカナに改めることで今回整理をさせていただいております。また、年号につきましては、基本的に元号表記でと考えておりましたが、平成13年の現計画の作成時に水産研究所の資源評価等から資源状況の部分を引用してございまして、研究機関では西暦を使うことが多いのでそれをそのまま引用した関係で年号の統一がなされていなかったため、通常、使用しております元号表記に統一したいと考えてございます。

それから、資源回復計画につきましてはサワラが第1号でございまして、初期の資源回復計画では魚種名等を平仮名で表記してございましたが、平成15年以降の回復計画では全てカタカナで記載されており、読みやすさということに配慮しカタカナ表記に改めたいと考えてございます。以上でございます。

（前田会長）

よろしいですか。

（坂井委員）

結構です。

（前田会長）

ほかにはございませんか。

（荒井委員）

委員会指示（案）についてでございますけれども、第1期と第2期に分ければ、これから第2期が始まるということで、第1期からこの様な規制をしておるわけですが、今までの実績でこういった取り決め、委員会指示というのは大変よく漁業者に遵守されてきた。つまり、この

委員会指示の違反ということ等で検挙されたとか行政処分を受けたというような事例は今までなかったということでしょうか。

(大田調整課長)

過去の委員会で、回復計画の開始当初に一度、秋の休漁の初め頃に違反があったとご報告してございますけれども、そのほかには特段検挙されたという事例は報告を受けてございません。

(荒井委員)

大変よく遵守されているということですよ。特に網目制限については、もう瀬戸内海全体で統一して制限されているということもありますし、また、瀬戸内海には別途、瀬戸内海漁業取締規則という省令があるわけですが、将来にわたって委員会指示でこの網目の制限等を続けていくのか、あるいは、将来的には上位法令に書き込んでいくということもあってもいいのではないかなという気がするのですが、その辺のお考えはいかがですか。

(大田調整課長)

今の委員会指示の内容を瀬戸内海省令で規制をしていくという考え方については、一旦、省令事項といたしますと適時の見直しがなかなか難しいということもございますので、将来的な規制のあり方として省令化ということも考えられますが、これから十分検討していく必要があると考えているところでございます。

(荒井委員)

それから最後に、この委員会指示だけさわらが平仮名のままですが、カタカナにしないのですか。

(大田調整課長)

これにつきましては、ほかの広域漁業調整委員会の指示又は各海区の委員会指示では、魚種名についてはほとんどが平仮名を使っております関係から、回復計画では読みやすさに配慮してカタカナに改めますが、委員会指示についてはほかの委員会指示との整合性等も勘案し平仮名のままとしてございます。

(前田会長)

よろしいですか。

(高橋委員)

これは質問に限っていますか。意見でもいいんですか。

(前田会長)

どうぞ。

(高橋委員)

今日、ここに2期計画の具体的内容をご審議いただく運びになったことにつきまして、まず最初に関係の方々にお礼を申し上げたいと思います。

と言いますのは、我が方ではこの第1期の取組について、非常に漁業者間で不公平感がありまして、2期計画として続けられるのかなと非常に危惧しておりましたが、国の方、あるいは全漁連にご支援をいただきまして、県内では漁協系統、あるいは県行政が非常に熱心に漁業者に啓発していただきました。私は、これは無理だなあと思ったこともあったんですが、ここまで運べたことは本当にありがたいと感謝しておるのでございます。

まず、お礼を申し上げて、あえて今までのいきさつをあるいは平松計画官から説明のあったことをなぞるようなことを申し上げて、賛成させていただきたいと思います。

まず1点、種苗放流について先ほどちょっと質問してお答えをいただきましたが、20万というような数字が出ておりますけれども、この資源回復の取組としてのTAEの実績がサワラ流し網換算で15%という数字だったと思うんですけれども、漁業者は漁があれば沖に出るんですよ。資源が回復云々という話が言われておりますけれども、漁がないから沖に出ない。その数字が15%だと思うんです。漁があればどんどん出ますから。それと私は大ぶろしきを広げるわけにはいかんと思って今までの会議でも我慢してたんですが、20万といった数字が本当にいいのかなあと。それこそ10万尾がやっとのところに大きなことを言ってもどうしようもないのかなと思って控えておったんですが、この2期計画の中でできるだけこの種苗放流の数を増やすよう、計画期間中といえども20万にこだわらず、あるいはそれをクリアすればさらに増やすよう種苗生産なり放流の体制づくり、それも公平な原則に基づくものをお考えいただきたい、これが1点でございます。

それから2点目は、先ほど全漁連からのご報告にもありましたように休漁期間の不公平感、これが今回、一番我が方で頭を悩ませた点でございますけれども、やはり2期計画の期間中といえども、それぞれの職掌に当たられる方は、是非この問題が少しでも前に行くようお取り組みをいただきたい、これが2点目です。

それから3点目でございますが、これにつきましてはちょっとうまく言えないんですけども、類似漁法での混獲の問題でございます。混獲という言葉からすれば、他のものが何やらたくさんありそうだという感じがしますけれども、これはまさにサワラが集中的に獲られるような類似漁法でございます。片方で歯を食いしばって頑張っているのにそういうものがやられている、このようなことは漁業者は全部、裏の内容まで分かっているわけです。それで非常に不満を持っておるといこともあります。これは国の方でも随分ご心配いただき、取り組んでいただいておりますけれども、この問題も是非この期間中に少しでも前進するようにしていただきたい。

以上3点、これはいずれも地域地域での不公平感から出てきている問題でございますので、その点について、期間中といえどもこれを解決するべく取り組んでいただくことをお願い申し上げて、この計画に全面的に賛成させていただきます。以上です。

(前田会長)

ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(森田資源課長)

済みません、よろしいでしょうか。

(前田会長)

どうぞ。

(森田資源課長)

瀬戸内海漁業調整事務所の資源課長の森田でございます。

先ほど、高橋委員から種苗放流の関係につきましてご意見がございました。これにつきまして、私どもの考え方を申し上げたいと思います。

種苗放流の体制強化の必要性というものは、当事務所としても認識をしておるわけでございます。このため、安定的な種苗生産を実施するための親魚確保の協力体制につきまして、平成19年度からの実施に向け検討を進めているところでございます。また、種苗生産の体制の強化につきましては、役割分担等の各種検討が必要であると考えておるところでございます。2期計画を推進していくにあたり、今後の種苗生産体制につきまして、これまでの資源回復計画全般の中での検討に加えまして、種苗放流関連事業での検討の場も活用しつつ、課題の整理等についてさらに検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

(前田会長)

他にご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、他にご意見等ないようですので、さわら瀬戸内海系群資源回復計画の一部改正(案)及び平成19年度取組に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示(案)につきまして、承認いたしたいと考えますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(前田会長)

どうもありがとうございました。

それでは、委員会としてさわら瀬戸内海系群資源回復計画の一部改正(案)及び平成19年度取組に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示(案)を承認いたします。

なお、瀬戸内海に隣接する紀伊水道外域及び宇和海における取組につきましては、太平洋広域漁業調整委員会の太平洋南部会に報告することになっておりますので、事務局におかれましては3月16日開催予定の太平洋南部会において、さわら瀬戸内海系群資源回復計画の一部改正(案)についての報告をお願いいたします。

また、さわら瀬戸内海系群資源回復計画の一部改正(案)につきましては、今後国において本委員会等の意見を踏まえ、正式な計画としてまとめ上げられることになるわけでございますが、これに伴う本計画に係る部分的な修正、文言の訂正等につきましては、事務局に一任するという御了承をお願いいたします。また、委員におかれましては、本計画の適切な実施について、さらなる御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで10分ほど休憩をとることにいたしたいと思います。3時45分から再開

します。

(休 憩)

(議題3 カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画について)

(前田会長)

それでは時間も参りましたので再開します。

議題3「カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画について」に入ります。

カタクチ計画につきましては、来年度で3年目を迎えるところでございますが、まずは平成18年度取組について、事務局から報告をお願いいたします。

(久住資源保護管理指導官)

瀬戸内海事務所の久住と申します。甚だ恐縮ではございますが座って説明させていただきます。

それでは、カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画の平成18年度取組状況について御説明いたします。資料は3-1でございます。

対象漁業の許可期間は1ページの(1)に示しますとおりでございますが、これに対する資源回復措置といたしまして、(2)に示します漁期始め及び漁期終期に休漁期間を設定し、これにより操業可能な期間として、瀬戸内海機船船びき網は6月10日から11月30日まで、いわし機船船びき網は6月1日から11月21日までとなっております。また、この操業期間中に(3)にございます定期休漁日設定の取組が行われました。なお、平成18年度の操業実績といたしましては(4)に示してございますとおり、操業期間は瀬戸内海機船船びき網では、広島県が6月16日から9月13日まで、香川県が6月14日から9月5日まで、愛媛県が6月14日から9月4日までとなっております。また、愛媛県のおいわし機船船びき網につきましては、6月20日から8月22日までとなっております。平成18年度は操業の開始後に即休漁となり、これに加え脂イワシの出現などがありましたため、結果的に漁獲の状況によるところが大変大きいのですが、操業期間といたしましては前年度より短縮されてございます。

また、2月8日に開催されましたカタクチイワシ資源回復計画ブロック漁業者協議会におきましても、このような操業状況であったことや共販量、共販金額が各県とも前年度を下回るという報告がございました。

次に、燧灘カタクチイワシの資源状況でございます。裏面の2ページを御覧下さい。資源状況につきましては、関係する広島県、香川県、愛媛県の3県の水産試験研究担当者により資源解析が行われてございます。

(1)に漁獲量を示してございます。平成16年までは農林水産統計年報の漁獲データを、平成17年、平成18年は共販量から推定した漁獲データをグラフ化したものでございます。平成6年から平成11年までは1万トンを下回っておりましたが、平成12年から1万トン

超える状況となっております。平成18年は、先ほども申しましたように春先の低水温によるシラスの加入の遅れからシラス漁が芳しくなかったこと、脂イワシの出現により漁を控えたことから1万トン程度となっております。

(2)は初期資源尾数の動向を示してございます。本回復計画におきましては、計画期間後の資源尾数を回復計画開始当初の水準と同程度に維持することを目標としてございます。その基準となります資源尾数につきましては、春季発生分の初期資源尾数、これは6月1日時点の資源尾数でございますが、これを用いることにしてございます。その動向は、平成7年から平成11年までは平均で約200億尾程度でございましたが、平成12年以降は平均で申しますと約350億尾程度となっております。平成18年につきましては、この350億尾より若干低い値となっております。

(3)は漁獲率の動向でございます。燧灘でのカタクチイワシの漁獲率につきましては、初期資源への依存が非常に高くなってございます。グラフに示しますとおり、近年では漁獲率が約88%ぐらいで推移してございますが、先ほどご説明しましたように今漁期は脂イワシの出現等により操業を控えたため平成18年は若干下がってございます。

(4)に資源状況の考察を記述してございます。3県水産試験研究担当者の資源解析により、燧灘でのカタクチイワシの漁獲量、瀬戸内海系群カタクチイワシの資源評価結果から判断しまして、資源水準は中位、動向は横ばいとの評価が出てございます。この資源水準の中位、動向の横ばいにつきましては、(1)の漁獲量のグラフを御覧下さい。2万トンと1万トンのラインで区分することができるのではないかと考え、2万トン以上を高位、1万トンから2万トンの間を中位、1万トン以下を低位とみなし、これを(2)の初期資源尾数の動向のグラフに当てはめると、300億尾のラインで区分ができるのではないかと判断し、300億尾以上を中位、300億尾以下を低位を考え、本年の資源水準は中位と判断されてございます。動向につきましては、過去5年間程度を見て判断するというところでございますので、多少の変動があるものの横ばいという判断がなされてございます。平成18年度取組についての報告は以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら承ります。

ございませんでしょうか。

ございませんようですので、次に平成19年度取組(案)及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示(案)について、事務局から説明していただきます。

(久住資源保護管理指導官)

引き続き、私の方からご説明申し上げます。

ただいま、平成18年度取組の報告を行わせていただきましたが、平成19年度取組が始まる前の現時点におきまして、本計画の対象海域に隣接いたします海域についての事案がございますので、まずその検討状況についてご説明、ご報告をいたします。

本計画の対象海域に隣接する燧灘の西部海域で、愛媛県のいわし機船船びき網漁業の許可が発給され、操業の見通しがあることが判明いたしました。同じ燧灘で同じ資源を利用するとい

うことから、本カタクチイワシ計画への参加を検討すべきものと考え、愛媛県と連携いたしまして当該漁業者等との協議等を進めているところでございます。本カタクチイワシ回復計画では、燧灘全海域で資源回復に向けた取組を進めていくことが本意でございますので、当該漁業者に対しても本計画と同様の取組がなされるよう合意形成を図るべく協議中ではありますが、現状におきましてはすべての協議等が終了しておらず、合意に至っていないことから、今回の本委員会におきまして計画変更についてご審議頂くところまでは至らなかったことを先にご報告申し上げます。今後、協議が整い合意形成が図られれば、本カタクチイワシ計画を一部改正し、対象海域の拡大を行いたいと考えているところでございます。

このような状況ではございますが、先行して本計画に参加している漁業者の平成19年度の取組といたしまして、資料3-2に取り纏めててございます。

それでは資料の3-2を御覧下さい。1ページ目に平成19年度の資源回復措置の取組といたしまして、(2)と(3)にございます漁期始め及び漁期終期の休漁、定期休漁日の設定につきまして、平成18年度と同様の取組を継続することと考えてございます。

次に、2枚目を御覧下さい。漁期始め及び漁期終期の休漁についての担保措置でございます。瀬戸内海広域漁業調整委員会指示につきましても、平成18年度と同様の内容で考えてございます。3ページには参考図がございますが、このとおり委員会指示の対象海域については資源回復計画の対象海域と同じでございます。なお、2月8日に開催されましたカタクチイワシ資源回復計画のブロック漁業者協議会におきまして、脂イワシに関する調査などについても話し合わせ、平成19年度の取組(案)及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示(案)につきまして、了承がなされておりますことをご報告いたします。平成19年度の取組(案)につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

燧灘のカタクチイワシ資源回復計画につきましては、平成19年度も引き続き本年度と同様の取組を行い、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示につきましても本年度と同様の内容で行いたいとのことでございます。

また、現状報告がございました愛媛県のいわし機船船びき網漁業につきましては、私、議長ではございますけれども、愛媛に関するところでございますので、愛媛県の委員といたしまして一言発言をお許しいただきたいと思えます。

この件につきましては、愛媛県が関係漁業者に対しカタクチイワシ資源回復計画の枠組みの中で操業するよう理解を求める努力を今いたしておりますし、私といたしましても、そのようなことでこの枠組みの中で操業するよう理解を強く求めていきたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

それでは何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(前田会長)

ございませんか。

それでは、ございませんようですので、平成19年度取組（案）及び平成19年度取組に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（案）につきまして、承認したいと考えますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（前田会長）

ありがとうございました。

委員会として平成19年の取組（案）及び平成19年度取組に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（案）について承認をいたします。

また、事務局におかれましては、愛媛県のいわし機船船びき網漁業について、本計画と同じ燧灘で同じ資源を利用するものと思われまますので、本計画と同様の取組がなされますよう関係県と十分連携して調整をお願い申し上げます。

（議題4 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について）

（前田会長）

それでは、議題4「周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について」に入ります。本計画の平成19年の取組については、前回の委員会で承認しておりますが、その後の取組について報告をお願いいたします。

（久住資源保護管理指導官）

それでは、引き続き私の方からご説明申し上げます。

周防灘小底対象種資源回復計画の平成19年取組につきましては、前回の本委員会でご承認いただき、現在実施中でございます。前回の本委員会では、平成18年度上半期、1月から6月までの漁獲量についてご報告いたしました。下半期も含めました1年間分の速報値が公表されましたのでご報告いたします。

資料の4を御覧下さい。本計画対象種でございますカレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミの平成18年の合計漁獲量は1,282トン、対前年度比では約99%となっております。うち小底漁業での漁獲量といたしまして850トン、対前年度比86%となっております。この中でガザミについては漁獲量が増加しているところでございますが、シャコの減少が大変大きくなってございます。また、本日資料をご用意してございませんが、TAE管理の実施状況及び福岡県での休漁についてご報告をいたします。

TAE管理につきましては、本年の1月1日から2月10日まで行われました。現在、各県で集計中でございますが、現時点では山口県が2,823隻/日で設定値の24%、福岡県が675隻/日で設定値の32%、大分県が1,611隻/日で設定値の66%となっております。3県の合計では設定値の31%という状況になってございます。

次に、福岡県で2月5日から2月18日までの間、休漁を行いました。これに併せまして、

漁場環境保全創造事業による漁場環境改善事業が実施されました。延べ 693 隻の漁船が参加しまして、約 30 トンの漁場堆積物を除去したと報告を受けてございます。

周防灘回復計画の実施状況については、以上でございます。

(前田会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたら承ります。

ございませんでしょうか。

それでは、本計画の所期の目的が達成できますよう、事務局におかれましては適切な指導、監督をよろしくお願いを申し上げます。

(議題 5 その他)

(前田会長)

それでは、議題 5 「その他」に入りますが、本日の委員会で取り上げるべき事項はございませんでしょうか。

(閉 会)

(前田会長)

それでは、ご意見もないようですので、本日の委員会はこれにて閉会したいと思います。

委員の皆様、またご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力、貴重なご意見等ありがとうございました。

なお、議事録署名人の小橋委員、岡本委員におかれましては、後ほど事務局より本日の議事録が送付されますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして第 14 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。